

大阪大学中之島センター使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪大学中之島センター規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、大阪大学中之島センター（以下「センター」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用日)

第2条 センターは、次の各号に掲げる日を除き使用することができる。

- (1) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (2) センター長が指定した日

(使用時間)

第3条 センターの使用時間は、原則として午前8時30分から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の時間以外に使用させることがある。

- (1) 本学が主催し、又は共催するとき。
- (2) 本学の職員が主催者となるものでセンター長が認めたとき。
- (3) その他センター長が適当と認めたとき。

(年間使用計画の作成)

第4条 センター長は、センターの円滑利用を図るため、毎年度開始の4ヶ月前に、センターの年間使用計画(時間割)を作成するものとする。

2 前項の場合において、セミナー室等の使用については、本学大学院の授業等を優先するものとする。

(使用の許可の申請)

第5条 規程第3条第1項各号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ所定の様式により申請を行い、センター長の許可を受けなければならない。

2 佐治敬三メモリアルホール及び会議室の使用申込みは、使用しようとする日の3年前の日以後から前日まで受け付けるものとする。

3 前項の施設以外のセミナー室等の使用申込みは、使用しようとする日の1年前の日以後受け付けるものとする。ただし、使用許可は毎年度開始の4ヶ月前に確定するものとする。

(使用の許可)

第6条 センター長は、前条の申請を適当と認めたときは、申請者に対し、所定の様式によりその使用を許可するものとする。

(使用料)

第7条 前条の規定により許可した施設の使用が、学外団体等の主催（本学との共催の場合を含む。）する講演会、研究会等であるときは、使用料を徴収するものとする。

2 前項の使用料の額は、別に定める。

(分担金)

第8条 第6条の規定により許可した施設の使用が、本学の各部局が主催する講演会、研究会等であるときは、別表に定める分担金を徴収するものとする。

(免除措置)

第9条 前2条の規定にかかわらず、許可した施設の使用が次の各号に掲げるいずれかの用途であるときは、使用料又は分担金を免除するものとする。

- (1) 本学の各研究科等が実施する授業
- (2) 適塾及び懐徳堂の顕彰に係る事業
- (3) その他センター長が特に必要と認めた事業

第10条 前条に掲げるもののほか、本学の各部局が社会貢献事業を実施する場合は、その分担金を免除することができる。

- 2 前項の場合において、分担金の免除を希望するときは、あらかじめ所定の様式による分担金の免除申請を行い、センター長の許可を受けなければならない。

(コピーサービス)

第11条 第6条の規定により許可した施設の使用に際し、センターにおいてコピーサービスの利用があるときは、コピー利用料を徴収するものとする。

- 2 前項のコピー利用料の額は、別に定める。

(使用者の注意義務)

第12条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、この細則及び別に定める大阪大学中之島センター利用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を守り、建物、施設及び備品を常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 センター長は、使用者がこの細則及びガイドラインに違反した場合には、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- 2 前項のほか、本学において特別の必要が生じた場合及びセンターの運営上特に必要がある場合は、使用許可を変更し、又は取り消すことがある。

(使用の許可の変更等)

第14条 使用者は、使用日時を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに届け出て、センター長の許可を受けなければならない。

(損害弁償)

第15条 使用者が、故意又は過失により建物、施設及び備品を損傷し、又は滅失し、若しくは許可条件に違反したことにより損害を与えたときは、これを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、センターの使用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第7条第1項に規定する施設使用料等は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間は徴収しないものとする。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する分担金の額は、平成18年4月1日以後に行われる使用の許可申請について適用する。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表に規定する分担金の額は、平成 20 年 4 月 1 日以後に行われる使用の許可申請について適用する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 24 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（分担金に関する経過措置）

- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、平成 26 年 1 月 31 日以前に施設の使用許可申請を行った者の分担金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の多目的室 4 0 3 の項を削除する改正は平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（分担金に関する経過措置）

- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和元年 8 月 15 日以前に施設の使用許可申請を行った者の分担金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

○大学（部局）が使用する場合の分担金（第9条各号に掲げる場合を除く。）

室名	分担金			備考
	午前	午後	夜間	
佐治敬三メモリアルホール1	15,200円	15,200円	15,200円	午前：8時30分～12時30分 午後：13時～17時 夜間：17時30分～21時30分
佐治敬三メモリアルホール2	15,000円	15,000円	15,000円	
佐治敬三メモリアルホール3	16,000円	16,000円	16,000円	
佐治敬三メモリアルホール4	14,100円	14,100円	14,100円	
控室（佐治敬三メモリアルホール用）	1,900円	1,900円	1,900円	
大会議室	30,400円	30,400円	30,400円	
中会議室	13,900円	13,900円	13,900円	
特別会議室	16,000円	16,000円	16,000円	
セミナー室7A	18,900円	18,900円	18,900円	
セミナー室7B	18,100円	18,100円	18,100円	
セミナー室7C	17,900円	17,900円	17,900円	
セミナー室7D	18,300円	18,300円	18,300円	
セミナー室6A	8,900円	8,900円	8,900円	
セミナー室6B	8,900円	8,900円	8,900円	
セミナー室6C	11,900円	11,900円	11,900円	
セミナー室6D	12,900円	12,900円	12,900円	
セミナー室6E	12,500円	12,500円	12,500円	
セミナー室6F	11,600円	11,600円	11,600円	
創る場	40,400円	40,400円	40,400円	
感じる場	12,900円	12,900円	12,900円	
控室（創る場、感じる場用）	8,500円	8,500円	8,500円	
展示室1	8,700円	8,700円	8,700円	
展示室2	10,600円	10,600円	10,600円	
セミナー室4A	6,200円	6,200円	6,200円	
セミナー室4B	6,200円	6,200円	6,200円	
多目的スタジオ	25,000円	25,000円	25,000円	
楽屋兼工房	23,500円	23,500円	23,500円	
セミナー室3A	11,400円	11,400円	11,400円	

※ 各室の分担金には、同室内に備えられている機材の使用料、光熱水料及び消費税が含まれています。